

枚方市規則第 16 号

職員の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則

(職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例施行規則(昭和60年枚方市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「引き続いて」を「引き続き」に改める。

第6条の見出しを「(勤務延長の報告)」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(条例第9条第3項の規則で定める管理監督職)

第7条 条例第9条第3項の規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職とする。

(1) 事務職員の特定管理監督職群 事務職員のうち、枚方市職員給与条例(昭和23年枚方市条例第103号。以下「給与条例」という。)別表第1の1の表6級の項から9級の項まで及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準等に関する規則(平成18年枚方市規則第31号。以下「初任給等規則」という。)別表第1の1の表6級の項から8級の項までに規定する職務の職

(2) 技術職員の特定管理監督職群 技術職員のうち、給与条例別表第1の1の表6級の項から9級の項まで及び初任給等規則別表第1の1の表6級の項から8級の項までに規定する職務の職

(条例第9条第3項の規則で定める事情)

第8条 条例第9条第3項の規則で定める事情は、次のいずれかに該当する事情とする。

(1) 特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たないとき。

(2) 行政運営の効率的かつ効果的な執行を図るため当該職員が有する知識及び経験が特に必要であると認められるとき。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第9条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定による採用をいう。以下同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験、資格その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用の報告)

第10条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の5月1日以後1年間における定年前再任用(任期の更新によるものを含む。)の状況を市長に報告するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 一般職の職員の通勤手当に関する規則(昭和33年枚方市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第6条の2第1項第2号」を「第6条の2」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「勤務日数が週5日未満の再任用短時間勤務職員」を「勤務日数が週5日未満の定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条第1項第2号、第3項、第4項及び第5項第2号中「勤務日数が週5日未満の再任用短時間勤務職員」を「勤務日数が週5日未満の定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(枚方市職員の厚生制度に関する規則の一部改正)

第3条 枚方市職員の厚生制度に関する規則(昭和58年枚方市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年枚方市条例第27号)第12条の規定により採用された職員」に改める。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第4条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和61年枚方市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2第1項第2号」を「第6条の2」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第2項第8号から第10号まで及び第13号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(一般職の職員の管理職手当等に関する規則の一部改正)

第5条 一般職の職員の管理職手当等に関する規則(昭和61年枚方市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中「勤務日数が週4日の条例第6条の2第1項第2号に規定する再任用短時間勤務職員にあつては6日、」を削り、「5日」を「、5日」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第6項の規定の適用を受ける職員の管理職手当)

2 条例附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)」とする。

(一般職の職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合等に関する規則の一部改正)

第6条 一般職の職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合等に関する規則(平成6年枚方市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第6条の2第1項第2号」を「第6条の2」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年枚方市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改める。

第16条第2項及び第19条の2第3項第1号中「再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改める。

第19条の5第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第2項第2号中「再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に、「勤務日数が週4日の再任用等短時間勤務職員」を「勤務日数が週4日の定年前再任用等短時間勤務職員」に改める。

別表第7の1の表ボランティア休暇の項、妊娠障害休暇の項、配偶者出産休暇の項、育児参加休暇の項、出生サポート休暇の項、看護休暇の項、短期介護休暇の項及び夏季休暇の項中「勤務日数が週4日の再任用等短時間勤務職員」を「勤務日数が週4日の定年前再任用等短時間勤務職員」に改め、同表妊娠休暇の項及び長期在職休暇の項中「再任用等短時間勤務職員」を「定年前再任用等短時間勤務職員」に改める。

(公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例施行規則(平成13年枚方市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年枚方市条例第27号)第12条」に改める。

(職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第9条 職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(平成20年枚方市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年枚方市条例第27号)第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占

める者」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条第4項中「第2条第4項」を「第2条第5項」に、「規則で定める勤務時間」を「勤務時間」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第6項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当)

2 給与条例附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)」とする。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則(平成29年枚方市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号イ中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年枚方市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「第6条の2第1項第2号」を「第6条の2」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の再任用に関する条例施行規則の廃止)

第12条 職員の再任用に関する条例施行規則(平成14年枚方市規則第37号)は、廃止する。

附 則 [令和5年3月31日公布]

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(改正条例附則第2条の規則で定める職)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年枚方市条例第28号。以下「改正条例」という。)附則第2条の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が同条に規定する基準日(以下この項及び次項において「基準日」という。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(同条に規定する新条例定年をいう。以下この項及び次項において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例(同条に規定する旧条例をいう。次項において同じ。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
(改正条例附則第2条の規則で定める職員)
- 3 改正条例附則第2条の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。
(暫定再任用の選考に用いる情報)
- 4 改正条例附則第5条第1項及び第2項、附則第6条第1項及び第2項、附則第7条第1項及び第2項並びに附則第8条第1項及び第2項に規定する規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。
- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 暫定再任用（改正条例附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定による採用をいう。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験、資格その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
(勤続期間の計算)
- 5 改正条例附則第5条第1項第2号若しくは第3号又は第2項第4号若しくは第5号の規定による勤続期間（以下「勤続期間」という。）は、常時勤務を要する職員として引き続いて在職した期間について、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数により計算するものとする。この場合において、枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）第2条第2項、第7条第5項（同条第4項の準用に関する部分を除く。）、第7条の2、第7条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び附則第8項の規定を適用する場合において職員としての引き続いて在職した期間として計算する期間があるときは、これをその者の勤続期間に算入するものとする。
- 6 暫定再任用を行う場合における勤続期間の計算は、本市が組織する地方公共団体の組合に常時勤務を要する職員としての在職期間（継続するものに限る。）について、前項の規定の例により行うものとする。
(改正条例附則第12条の規則で定める短時間勤務の職)
- 7 改正条例附則第12条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が同条に規定する基準日（以下「基準日」という。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（改正条例第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第12条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(改正条例附則第12条の規則で定める者)

- 8 改正条例附則第12条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

(改正条例附則第12条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)

- 9 改正条例附則第12条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第7項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

(暫定再任用の報告)

- 10 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の5月1日以後1年間における暫定再任用(任期の更新によるものを含む。)の状況を市長に報告するものとする。

(一般職の職員の通勤手当に関する規則等の一部改正に伴う経過措置)

- 11 暫定再任用短時間勤務職員(改正条例附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)についての次に掲げる規定の適用については、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員(改正条例第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)とみなす。

- (1) 第2条の規定による改正後の一般職の職員の通勤手当に関する規則の規定
- (2) 第3条の規定による改正後の枚方市職員の厚生制度に関する規則の規定
- (3) 第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の規定
- (4) 第8条の規定による改正後の公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例施行規則の規定
- (5) 第9条の規定による改正後の職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第2条第1項第1号
- (6) 第11条の規定による改正後の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定

(暫定再任用職員に係る義務教育等教員特別手当の経過措置)

- 12 暫定再任用職員(改正条例附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の義務教育等教員特別手当(枚方市職員給与条例(昭和23年枚方市条例第103号)第33条第1項に規定する手当をいう。以下同じ。)の額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合の義務教育等教員特別手当の額に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 次号に規定する暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年枚方市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間の数を31で除して得た数
- (2) 暫定再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間の数を31で除して得た数